

# 豊中市指定ごみ袋品質検査実施要領

平成 28 年 4 月 1 日 制定

令和 4 年 12 月 5 日 改正

(目的)

第 1 条 この要領は、豊中市において家庭系ごみを排出する際に使用する容器として指定するごみ袋（以下「指定ごみ袋」という。）の品質を維持するため行う検査の実施に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(対象)

第 2 条 検査対象は、豊中市指定ごみ袋製造等承認基準要綱（平成15年5月13日実施）第 3 条の規定に基づき、指定ごみ袋製造等承認書の交付を受けた事業者（以下「承認事業者」という。）が製造する指定ごみ袋をいう。ただし、外袋はこれに含まない。

(検査の種類)

第 3 条 検査の種類は、次の各号のとおりとする。

- (1) 承認事業者による社内検査
- (2) 市による検査
- (3) 第三者機関による検査

(承認事業者による社内検査)

第 4 条 承認事業者は、豊中市指定ごみ袋製造等承認基準要綱に基づいて社内検査を行う。

2 検査方法及び判定基準については、別表のとおりとする。

(市による検査)

第 5 条 市による検査は、市民からの問合せ等により、品質に疑義が生じた場合に実施する。

2 検査方法及び判定基準については、別表のとおりとする。

3 第 1 項の市による検査の結果、判定基準を満たさない項目があった場合は、市は、承認事業者に対して、検査結果の通知と改善勧告を行う。

(第三者機関による検査)

第 6 条 前条第 3 項の規定による改善勧告を受けてもなお、品質の疑義が解消されない場合は、市は、承認事業者に対して、第三者機関による検査の実施を求めることができる。

2 承認事業者は、市から前項の規定による第三者機関による検査の実施を求められた場合は、第三者機関による検査を実施し、検査報告書を市へ提出するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要領は、令和 4 年 12 月 5 日から実施する。

## 別表

検査項目	検査方法	判定基準
寸法検査	ごみ袋の幅、長さ厚さを計測	豊中市指定ごみ袋規格「§ 2. ごみ袋の規格 (2) 大きさと厚さ」で定める基準から「§ 2. ごみ袋の規格 (3) 寸法の許容差」で定める範囲内であること。
外観検査	目視	豊中市指定ごみ袋規格「§ 2. ごみ袋の規格 (4) 品質」に定めるとおり。
引張強さ	測定器を使用	同上
ヒートシールの強さ	指定ごみ袋に空気を入れ、指定ごみ袋の口を閉めて圧縮。	ヒートシール部から空気が漏れないこと。
水漏れ	指定ごみ袋の長さの約5分の1の高さまで水を張る。	1分間保持した後、指定ごみ袋の底部から水滴が落ちないこと。

※種類別に無作為に抽出したものを被検体とする。